

標題 : 自治労組織内参議院議員（比例代表）の活動報告記事（24.5.17）について
発信番号 : 自治労情報2024第0093号
発信日付 : 2024年5月20日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご健闘に敬意を表します。
参議院比例代表選挙選出の自治労組織内議員である「岸まきこ」「鬼木まこと」各参議院議員の活動報告をお送りいたします。
つきましては、県本部・単組等の、機関紙・ニュース等でご活用いただきますようお願いいたします。

1. 記事掲載URL（記事Wordファイルおよび写真データを掲載）
<https://remote2.cybozu.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?sp=0&hid=8603>

2. 記事内容

◆岸まきこ参議院議員「引き続き懸念が残る『共同親権』問題を注視していきます」

5月17日、参議院本会議で民法等改正案が可決、成立しました。離婚後も父母ともに親権を認める共同親権を導入する等の内容です。現状の単独親権が実に77年ぶりに見直されることとなります。しかし政府案では、DVや虐待などの被害者が離婚後も共同親権を理由に加害者側との関係が継続してしまう等、多くの懸念があります。そこで立憲民主党は、衆議院で、協議離婚で共同親権を選択する際には「父母双方の真意」を確認する措置を検討する規定を加える等の修正を行いました。原案のまま運用されることで生じかねない被害を少しでも軽減させるための苦渋の選択です。

しかし参議院の審議では、共同親権下で子どもと同居する親のみで決められる「急迫の事情」や「日常の行為」の範囲が曖昧であることが露呈。やはりこのままでは未だ不十分であると、参議院でも修正協議を求めましたが、与党は一切応じませんでした。そのため、制度運用の際の曖昧さを極力減らすべく、衆議院を上回る審議時間を費やし、法務省・最高裁が国会審議内容を活かすべく最大限の努力を尽くすこと等を附帯決議に盛り込み、賛成に至りました。本当に辛い採決で、胸が苦しいです。

双方納得の上での共同親権ならば良いのかもしれませんが、合意していないのに家庭裁判所の判断で共同親権となった場合、子の利益になると言えるのか、また、別居している親と学校や病院、自治体窓口等でのトラブルとならないのか、非常に懸念が残ります。引き続き意見反映を続けます。

◆鬼木まこと参議院議員「初めての岸田総理への質問を終えて」

5月9日の参議院内閣委員会では、重要法案である「重要経済安保情報保護・活用法（セキュリティクリアランス法）案」の審議が岸田総理出席の下で行われ、私は会派を代表し、初めて岸田総理と直接対決しました。

法案の質問の前に、熊本での水俣病患者団体との懇談会で環境省側が感謝側の発言を打ち切った問題に対する岸田総理の見解と、伊藤環境大臣の処分について質しましたが、総理は適切に対処するよう指示したと答弁するばかりで逃げました。また法案に関連し、自民党の裏金問題に端を発して企業献金が政策をゆがめていると多くの国民が受け止めている中で、企業献金の多寡によってクリアランス付与を判断するという恣意的な法の運用がなされないよう、チェックする制度の必要性についての見解を問いました。岸田総理は、企業献金には触れず、法を適切に運用するとして、のれんに腕押しを答弁です。国民の政治とカネの問題への怒りの声をまるで理解していないようです。さらに労働者保護の観点から、クリアランスで身辺調査を受ける労働者が不利益を受けないよう労使協定を義務づけるよう求めました。これについては、運用基準の中で労働組合の関与について示すことを検討するとの前向きな答弁を得ることができました。

十分に議論を深めるには難しい短い質問時間でしたが、次の直接対決（その時は誰が相手か分かりませんが）の機会に向けて良い経験となりました。